競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年４月７日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　品目分類番号　42

２　業務名　Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務（電子契約対象案件）（電子契約対象案件）

３　業務場所　能登復興事務所（鷹ノ巣山１号トンネル：石川県輪島市市ノ瀬町地先～熊野町地先）

４　業務内容

⑴　Ｒ７能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事にかかる技術協力業務　１式

⑵　打合せ　１式

※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和８年２月27日まで

⑷　その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　能越道鷹ノ巣山１号トンネル工事　全体延長1443m（以下､｢建設工事」という。）

建設工事の内容（参考）

【能越道鷹ノ巣山１号トンネルその１工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工　延長762m

・輪島道路（Ⅱ期）輪島市杉平町地先～輪島市三井町地先の事業管理、施工管理等　１式

・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から720日間

【能越道鷹ノ巣山１号トンネルその２工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工　延長681m

・鷹ノ巣山２号トンネルの覆工およびトンネル断面拡幅　１式

・輪島道路（Ⅱ期）輪島市杉平町地先～輪島市三井町地先の事業管理、施工管理等　１式

・予定工期は、その１工事完成後、令和11年度末を予定

５　申請の時期

令和７年４月７日から令和７年４月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和７年４月18日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」(以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参､郵送(書留郵便に限る。)又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）(７⑸の条件を満たすものに限る。)の写し。

②　７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））」(令和７年４月７日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する業務説明書の別記様式２及び別記様式３と同一であるので、これを使用して作成することができる。

提出場所

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）

電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項(共通事項)の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社又は３社の組合せとする。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。また、当該業務の契約締結日までに、特定建設工事共同企業体のうちの１社（管理技術者を配置する社）は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。)。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

④　当該業務の一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　当該業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務